

## 特殊肥料の生産に関する届出について

肥料取締法では、特殊肥料の生産業者は、その事業を開始するまでに生産する事業場のあ  
る都道府県の知事に所定の事項について届出をすることとされています。

奈良県内で特殊肥料の生産を開始するときは、次ページに示す書類を農林振興事務所など  
決められたところに提出してください。

- ・特殊肥料とは、米ぬか、たい肥などの肥料で、「特殊肥料の指定」（昭和25年6月20日  
農林省告示第177号）で指定されたものです。
- ・肥料の生産を行う場合、肥料販売業者としての届け出も必要になります。
- ・肥料生産業者が遵守すべき事項を記載しています。よく読んで、肥料の品質保全、公正な  
取引、安全な施用が確保されるように努めてください。
- ・肥料の生産をはじめるにあたって、原材料の取り扱いや環境関係等に関する法令に基づき  
手続きが必要な場合があります。これらの手続きを行わないまま肥料生産を開始した場合、  
後になって操業に支障が生じたり、環境問題の原因となることがあります。  
問題となりやすい事柄に関する主な法令を記載しています。事前に確認してください。

### 問い合わせ・提出先

生産する事業場の所在地が、一つの農林振興事務所管轄内に限られる方は、その所在地（※）を所管  
する農林振興事務所が提出先となります。

2つ以上の農林振興事務所にかかる場合は農業水産振興課に提出してください。

提出・問合せ先	所管市町村（※）
北部農林振興事務所 農林普及課 〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 TEL：0743-51-0372	奈良市・大和郡山市・天理市・生駒市・平群町・ 三郷町・斑鳩町・安堵町
中部農林振興事務所 農林普及課 〒634-0003 橿原市常盤町605-5 TEL：0744-48-3082	大和高田市・橿原市・桜井市・御所市・香芝市・ 葛城市・川西町・三宅町・田原本町・高取町・ 明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町
東部農林振興事務所 農業普及課 〒633-0227 宇陀市榛原三宮寺125 TEL：0745-82-3248	宇陀市・山添村・曾爾村・御杖村
南部農林振興事務所 農業普及課 〒637-0151 五條市西吉町湯塩1345 TEL：0747-24-0131	五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・ 天川村・野迫川村・下北山村・上北山村・川上村 ・東吉野村・十津川村
農林部農業水産振興課 農産物ブランド戦略係 〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL：0742-27-7442	〔 事業場が2つ以上あって、所在地が2つ以上の 農林振興事務所にかかる場合 〕

## 届出書類について

特殊肥料の生産をはじめるときは、下記の書類を2週間前までに提出してください。

- (1) 特殊肥料生産業者届出書 正副2通 (記入例を参考に記入してください。)
- (2) 特殊肥料調査票 1通 (記入例を参考に記入してください。)
- (3) 畜産関係調査票 1通 (動物の排せつ物を原料とする場合)
- (4) 個人の場合：住民票(写し可) 1通  
法人の場合：登記簿等の会社名、所在地、代表者の氏名の確認ができる書類(写し可) 1通
- (5) 成分分析結果 (たい肥、動物の排せつ物の場合)
  - i. 窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素窒素比
  - ii. 銅全量 (豚ふんを原料とする場合)
  - iii. 亜鉛全量 (豚ふんまたは鶏ふんを原料とする場合)
  - iv. 石灰全量 (石灰を原料として使用する場合)
  - v. 水分含有量 (上記の成分を乾物当たりで表示する場合)

## 特殊肥料の生産を始める前に

特殊肥料の生産で問題となりやすい事柄に関する主な法令は下記のとおりです。事前に御確認ください。

分類	根拠法	主な規制内容	問合せ先
家畜排せつ物の処理に関する事	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者は、適正に家畜排せつ物の処理および保管をしなければなりません。	・畜産課 ・家畜保健所
廃棄物に関する事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の収集・運搬・処分を業として行おうとする場合や、これらを行う施設を設置する場合は、原則として許可を受けなければなりません。	・廃棄物対策課 ・景観・環境総合センター ・市町村
環境に関する事	水質汚濁防止法	特定施設を設置する事業場は、届出が必要な場合があります。	・景観・環境総合センター ・環境政策課
	大気汚染防止法 奈良県生活環境保全条例	ばい煙発生施設、粉塵発生施設等を設置する事業者は、届出が必要な場合があります。	・景観・環境総合センター ・環境政策課

- ・詳しくは上記の問合せ先へ御照会ください。
- ・その他、市町村条例等に基づく手続きが必要な場合があります。

## 肥料生産に関する注意事項

特殊肥料の生産や販売に当たっては特に下記のことに留意してください。

- ① 「たい肥」と「動物の排せつ物」については、「特殊肥料の品質表示基準」に基づく品質表示をしなければなりません。それ以外のものについても、別に定められている様式での表示をお願いします。
- ② 生産に際して、品質が低下するような異物が混入してはいけません。

- ③ 肥料の主成分の含有量や肥料効果に関して、虚偽の宣伝をしてはいけません。
- ④ 生産する事業場ごとに帳簿を備え、肥料を生産したときは、毎日、生産した肥料の名称と数量を記載してください。生産業者や販売業者に販売したときもその都度、販売した肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名等を記載してください。帳簿は2年間保存してください。
- ⑤ 県から生産量や販売量、販売単価、購入元、販売先等、業務に関して報告を求めることがあります。
- ⑥ 県の職員が、事業場等に立ち入って、帳簿の検査や関係者への質問のほか、肥料を無償で収去して検査することがあります。
- ⑦ 業者が肥料取締法またはこの法律に基づく命令の規定に違反したときや、植物の被害の発生を防止するため必要があるときは、県が当該肥料の販売等を制限したり禁止したりすることがあります。
- ⑧ 届出事項に変更が生じたときや事業を廃止したときは、2週間以内にその旨の届け出が必要です。農林振興事務所や農業水産振興課に問い合わせしてください。